町道路線の区域変更ついて

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり町道の区域を変更する。

その関係図面は告示の日から1ヶ月間、設楽町役場建設課において一般の縦覧に供する。

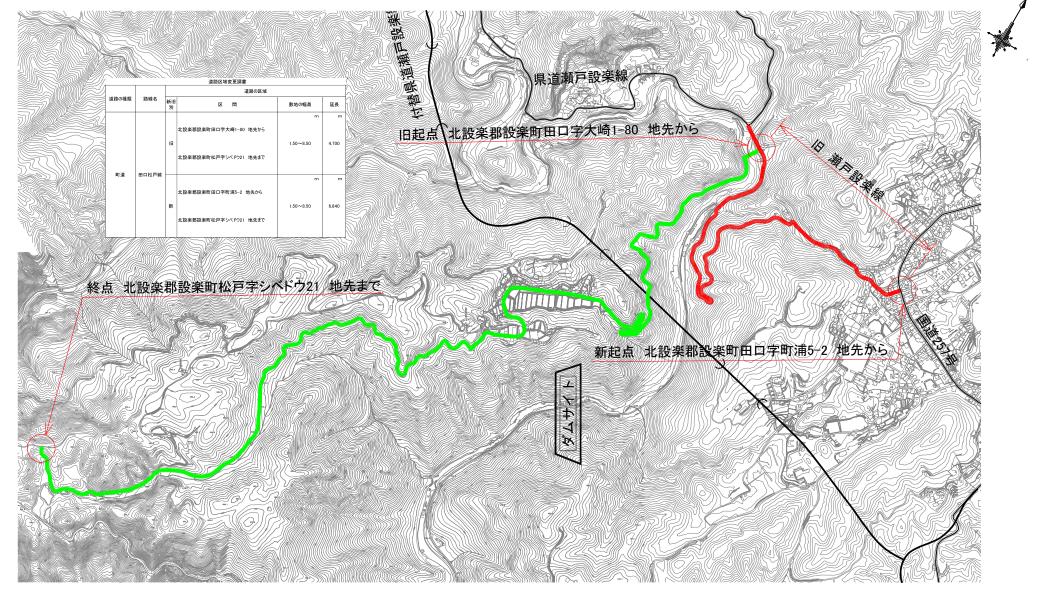
令和7年10月9日 設楽町長 土 屋 浩

区域変更路線

마셔 샤뉴	¥114 6			45.10	道	路	の	区	域
路線番号		路線	名	新旧別	区	間		敷地の幅 員 (m)	延長(m)
8	町道	田口松戸線		旧	田口字大崎1-8	80地先から		1.5~8.3	5161.0
			IH	松戸字シベド	ウ21地先まで	\$	1. 5 -0. 5	5101.0	
			新	田口字町浦5-5	字町浦5-2地先から			7330. 2	
				松戸字シベド	ウ21地先まで	2	1.5~8.3	1330. 2	
31	町道			旧	川向字田ノ入	15-4地先から)	3.0~16.5	2366. 2
		川向大名倉線	大名倉字東地名		20-10地先ま	で	5. 0° ° 10. 5		
			新	川向字田ノ入	15-4地先から)	3.4~25.4	2730. 4	
				大名倉字東地名	20-10地先ま	で	5. 4° 20. 4		



S=1:5, 000



		凡	例
既	区	域	
新	区	域	<u>-</u>

工事名							
図面名	位置図						
年月日							
尺度	1:5,000 図面番号						
会社名							
事務所	日 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所						

